

第 7 号議案

亀岡市総合福祉センター条例の一部
を改正する条例の制定について

亀岡市総合福祉センター条例（平成 17 年亀岡市条例第 33 号）
の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年 6 月 3 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

亀岡市総合福祉センター条例の一部を改正する条例

亀岡市総合福祉センター条例（平成 17 年亀岡市条例第 33 号）
の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

円 2, 160	円 3, 240	円 4, 320	円 9, 720
430	540	640	1, 620
430	540	640	1, 620
430	540	640	1, 620
540	640	750	1, 940
540	640	750	1, 940
1, 180	1, 400	1, 720	4, 320
750	860	970	2, 590
640	750	860	2, 260
750	860	1, 080	2, 700
750	860	1, 080	2, 700
430	540	640	1, 620

」

を

「

円 2, 200	円 3, 300	円 4, 400	円 9, 900
440	550	660	1, 650
440	550	660	1, 650
440	550	660	1, 650
550	660	770	1, 980
550	660	770	1, 980
1, 210	1, 430	1, 760	4, 400
770	880	990	2, 640
660	770	880	2, 310
770	880	1, 100	2, 750
770	880	1, 100	2, 750
440	550	660	1, 650

」

に改める。

別表第2中「42, 100円」を「42, 900円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の亀岡市総合福祉センター条例の規定は、令和元年10月1日以後の使用に係る使用料及び目的外使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料及び目的外使用料については、なお従前の例による。

亀岡市総合福祉センター条例の
一部を改正する条例案要綱

- 1 亀岡市総合福祉センターの使用料及び目的外使用料について、消費税引上げに対応するため、所要の規定整備を図ること。
- 2 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めること。
- 3 この条例は、公布の日から施行すること。